

## 江北町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 江北町

事 業 名 : 個別排水処理事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成13年度 (供用開始後15年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	平成31年4月1日予定(一部適用)
処理区域内人口密度	2.6 処理区域内人口 13人 処理区域面積 5ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	1区(江北町公共下水道区域内の浄化槽適合区域)		
浄化槽設置基数	4箇所(平成28年3月末現在)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成26年3月に全体計画を見直し、管渠埋設が困難な国道沿いや、点在家屋等の計画区域面積4.8haの削減を行い、合併浄化槽にて整備を行う事とした。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料 7㎡まで 900円 超過使用料 8㎡を超え30㎡まで 1㎡につき140円 31㎡を超え50㎡まで 1㎡につき170円 51㎡を超えるもの 1㎡につき200円		
業務用使用料体系の 概要・考え方	※消費税抜き額		
その他の使用料体系の 概要・考え方	—		
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 2,850円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 2,930円
	平成26年度 2,930円		平成26年度 2,970円
	平成27年度 2,930円		平成27年度 2,990円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	0人
事 業 運 営 組 織	処理区域面積が小さいため、下水道事業に係る職員で対応している。

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化槽管理業務を民間委託している。
	イ 指定管理者制度	—
	ウ PPP・PFI	—
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	—
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	—

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

経営比較分析表については、HP町政情報の財政状況に掲載
-----------------------------

## 2. 経営の基本方針

- 適切で計画的な事業執行  
平成31年度を目標とした公営企業会計適用により独立採算性及び透明性を高め、経営状況を分かりやすく提供できるよう検討する。
- 効率的な事業執行  
業務の効率化とコスト削減に積極的に取り組み、施設の維持管理については、これまでと同様に民間委託の活用により業務の効率を図っていく。
- 収入の確保と負担の適正化  
財政基盤の強化のため、収入の確保と一般会計との負担区分の適正化を図る。また、収入の確保のため使用料を確実に収入する。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

- (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり  
※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

- 投資の目標に関する事項  
事業が完了しているため計画していない。
- 管渠、処理場等の建設・更新に関する事項  
期間中に耐用年数に達する浄化槽はないため計画していない。

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

- 財源の目標に関する事項  
一般会計からの繰入を減らすため、確実な使用料収納を図る。
- 使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項  
人口減少により、今後の使用料収入増は見込まれないが、水洗化の促進を図ることにより増収するよう計画している。また、消費税増税に伴う使用料の改定を計画している。
- 企業債に関する事項  
期間内は、年度内2期づつの浄化槽設置計画であるため、企業債の借入は行わない事としている。
- 繰入金に関する事項  
収益的収支においては、維持管理の費用に対して料金収入を充て、不足した分を他会計繰入金として受け入れている。

#### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- 民間の活力の活用に関する事項  
平成14年度の供用開始当初より、浄化槽の維持管理については民間委託を行い、施設の適正管理、長寿命化及び経費削減に努めている。
- 職員給与費に関する事項  
処理区域面積が小さいため、下水道事業に係る職員で対応している。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化、共同化に関する検討はない。
投資の平準化に関する事項	—
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	—
その他の取組	—

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	消費税増税に伴う料金改定を計画しているが、平成31年度に予定している地方公営企業法の適用により使用料対象経費のうち資本費の考え方が変わるため、法適化を見据えた料金改定を検討する。
資産活用による収入増加の取組について	—
その他の取組	—

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在、施設の維持管理について民間委託を行っているが、将来的には包括的民間委託を検討する。
職員給与費に関する事項	町の給与制度による。
動力費に関する事項	—
薬品費に関する事項	—
修繕費に関する事項	定期的なメンテナンスを行い施設の長寿命化を図る。
委託費に関する事項	現在行っている民間委託は継続していくが、将来的には包括的民間委託とした場合の運用を検討する。
その他の取組	—

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	平成31年度に地方公営企業法の適用により、行政から企業会計へ会計の手法が変更されるのに併せて、事後検証及び更新を行う。
---------------------	---



(法非適用企業)

### 収支計画(※)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	26	27	28	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (予算)									
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)											
積 立 金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)												
前年度繰上充用金	(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)											
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実 質 収 支	黒 字 (P)												
(N)-(O)	赤 字 (Q)												
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$												
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額	(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(S)	135	133	133	133	139	139	139	139	139	139	139
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$												
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$												
他会計借入金残高	(W)												
地方債残高	(X)												

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度	前年度	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
		(決算)	(決算 見込)										
収益的収支分		62	79	79	79	73	73	73	73	73	73	73	73
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金		62	79	79	79	73	73	73	73	73	73	73	73
資本的収支分													
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金													
合 計		62	79	79	79	73	73	73	73	73	73	73	73

(※)平成28年度地方債同意等基準運用要綱第一の一の4に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号・総財営第73号・総財準第83号)に定める「経営戦略」を未策定の団体にあつては、本様式により提出すること。